



2018年5月21日

各位

会社名 株式会社三井E&Sホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 田中 孝雄  
(コード番号：7003、東証第一部)  
問合せ先 広報室長 高岡 正宏  
(TEL 03-3544-3147)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2018年6月27日開催予定の第115回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

本年4月1日付にて持株会社体制に移行したことに伴い、広く人材を登用し、経営体制を機動的かつ柔軟に構築するため、現行定款の第23条を変更するとともに、第24条において所要の変更を行うものであります。

併せて、執行役員を設置しないこととしたため、執行役員の規定である第29条を削除し、以降の条数の繰り上げを行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第23条（代表取締役、役付取締役） 取締役会は、その決議により代表取締役若干名を選定する。 取締役会は、その決議により取締役会長および社長各1名、副社長および常務取締役各若干名を定めることができる。ただし、社長および副社長は取締役または執行役員とする。	第23条（代表取締役、役付取締役等） 取締役会は、その決議により代表取締役若干名を選定する。 取締役会は、その決議により会長および社長 <u>（取締役会長および取締役社長を含む）</u> 各1名、副社長 <u>（取締役副社長を含む）</u> および常務取締役各若干名を定めることができる。

<p>第24条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が在任しないときまたは取締役会長に支障があるときは社長がこれに代わる。社長にもまた支障があるときは予め取締役会の定める順序によって、<u>他の</u>取締役がこれに代わる。</p> <p>第25条～第28条 (条文省略)</p> <p><u>第29条（執行役員）</u> <u>当社は取締役会の決議によって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>第30条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第24条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が在任しないときまたは取締役会長に支障があるときは<u>取締役社長</u>がこれに代わる。<u>取締役社長が在任しない</u>ときまたは<u>取締役社長</u>にもまた支障があるときは予め取締役会の定める順序によって、取締役がこれに代わる。</p> <p>第25条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第29条～第41条 (現行どおり)</p>
--	--

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2018年6月27日（予定）
定款変更の効力発生日	2018年6月27日（予定）

以上